

## 甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 平成30年3月1日

2. 招集場所 甲斐市役所本館4階委員会室A

---

### 出席委員（7名）

委員長	五味武彦君	副委員長	金丸幸司君
	清水正二君		米山昇君
	山本英俊君		池神哲子君
	樋泉明広君		

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（7名）

横山洋介君	金丸寛君
斉藤芳夫君	山本今朝雄君
有泉庸一郎君	内藤久歳君
保坂芳子君	

---

### 説明のため出席した者の職氏名

市民部長	望月映樹君	生活環境部長	小田切聡君
福祉部長	三澤宏君	子育て・健康部	小宮山正美君
保険課長	加藤文雄君	環境課長	中込広人君
福祉課長	齊藤一己君	長寿推進課長	飯沼秀司君
子育て支援課	島田伸君	国民健康保険税係長	樋口一君
国民健康保険給付係長	新奥知恵君	高齢者医療・年金係長	赤松圭君
環境保全係長	宮崎建君	障がい者自立支援係長	堤真由美君
障がい者生活支援係長	酒井厚志君	介護保険係長	山田郁子君

介護予防推進 係長	藤原布美君	介護認定 審査会	田中武彦君
児童係長	藤田陽子君	保育係長	塚田英仁君

#### 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	岩下和也	書記	小澤裕一
書記	有野恵里		

#### 審査内容

##### 1 条例審査

- 議案第 1 号 甲斐市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める  
条例等の一部改正の件
- 議案第 1 3 号 甲斐市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を  
定める条例の制定の件
- 議案第 2 1 号 甲斐市介護保険条例の一部改正の件
- 議案第 2 2 号 甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関す  
る基準を定める条例の一部改正の件
- 議案第 2 3 号 甲斐市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運  
営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための  
効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件
- 議案第 2 4 号 甲斐市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予  
防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  
を定める条例の一部改正の件
- 議案第 2 5 号 甲斐市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定め  
る条例の一部改正の件
- 議案第 1 7 号 甲斐市特定教育・保育施設及び特定地域密着型保育事業の運営に関  
する基準を定める条例の一部改正の件
- 議案第 1 8 号 甲斐市国民健康保険条例の一部改正の件
- 議案第 1 9 号 甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の件
- 議案第 2 0 号 甲斐市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件

2 補正予算審査

議案第 3号 平成29年度甲斐市一般会計補正予算（第7号）

議案第 4号 平成29年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

議案第 5号 平成29年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

議案第 6号 平成29年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第 7号 平成29年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第2号）

3 請願審査

請願第29-7号 国民健康保険財政の都道府県への移管に係る意見書採択についての請願

請願第30-1号 「安心できる年金制度の実現を求める意見書」提出の請願

4 その他

開会 午後 1時27分

○書記（小澤裕一君） 改めまして、こんにちは。

連日のご参集、大変お疲れさまです。

厚生環境常任委員会を開会する前に、本日予定されている請願の審査について確認のため説明をさせていただきます。

本日、請願審査を2件予定しておりまして、請願審査は基本、採択、不採択の審査となります。例外として趣旨採択、一部採択、継続審査があります。仮に今回、継続審査になりますと、定例会最終日に継続審査の申し出をしまして、任期満了前に臨時会等あれば改めて審議を行いますが、臨時会が開催されず、審査前に議員の任期の満了を迎えてしまう場合は、審議未了で廃案の取り扱いとなります。任期満了により廃案になってしまった場合は、議長不在となるため請願紹介議員がその結果を請願者に報告していただくこととなります。

なお、請願者が必要があれば改めて審議会に請願することができますので、あわせて請願者への連絡をお願いいたします。

以上、請願についての説明を終わります。

それでは、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、定例会初日に委員会付託されました議案の審査を行います。

初めに、委員長よりご挨拶いただき、引き続き委員長の進行により議事を進めてまいります。

それでは、五味委員長よろしくをお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） お疲れさまです。

1日になって急に暖かくなりました。春一番も吹くとかいう予想です。気温が上下しますのでお体大切にしていきたいと思います。

本日は、何と条例審査が11、補正予算の審査が5件、それから請願が2件という形で盛りだくさんなメニューになっておりますが、夜まで時間あるとはいえ、早目に終わりたいなというふうに思いますので、皆さん方のご協力、それから当局の答弁等々も簡潔にお願いしたいということです。よろしくをお願いいたします。

時間が早いんですけども、始めさせていただきます。

---

○委員長（五味武彦君） ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の委員会は、定例会初日に付託されました議案第1号 甲斐市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正の件ほか15議案の審査を行います。

審査は、お手元に配付した審査日程により、初めに条例審査から行い、その後、補正予算審査、請願審査の順で行います。

それでは、審査に入りたいと思います。

まず、議案第1号 甲斐市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

飯沼長寿推進課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お疲れさまでございます。

それでは、長寿推進課から議案第1号 甲斐市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正の件につきましてご説明させていただきます。

甲斐市定例市議会議案9ページ、10ページをお願いいたします。初めに10ページをごらんいただきたいと思います。

提案理由でございますが、介護保険法施行規則の一部改正に伴いまして、地域包括支援センター内に置くべき主任介護支援専門員に関する規定の整備を図るため、所要の改正を行う必要があるからでございます。

この条例の改正についての新旧対照表は、別冊の甲斐市定例市議会資料1ページとなります。1ページをごらんいただきたいと思います。

主任介護支援専門員につきましては、地域包括ケアの推進など求められる役割がこれまで以上に大きくなることを見込まれ、実践を通じた能力向上を担保する必要があると言われております。このため、主任介護支援専門員が継続的に知識、技術等の向上を図ることが重要であることから、5年ごとの更新研修が導入されております。

本条例では、地域包括支援センターの職員の一人として、主任介護支援専門員の定義を規定しております。その定義は、介護保険法施行規則の当該部分をそのまま書きおろす形で規

定をしております。主任介護支援専門員に5年ごとの更新制が導入されたことから、昨年3月の定例議会におきまして、本条例の一部改正をお願いしたところでございますが、その規定ぶりが不明確であったとして、介護保険法施行規則の一部が改正が行われたため、本条例の主任介護支援専門員の定義を施行規則と同様に改正するものであります。

甲斐市定例議会資料1ページの新旧対照表の旧の欄の第2条第1項第3号の主任介護支援専門員の定義は、更新研修を受講する時期が不明確である、また更新研修を終了しなければ主任介護支援専門員の要件を満たさないかのように読めるとされたことから、新の欄の定義に改めます。

2ページをお願いいたします。

これは、附則の改正であります。附則第1項の見出し及び番号を削り、第2項を削るものであります。これは改正前の規定を前提とした附則の経過措置を削り、甲斐市定例議会議案9ページから10ページにございます新たに介護保険法施行規則の改正と同様に書きおろす形で経過措置を規定するものであります。

この条例は、公布の日から施行いたします。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 当局の説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

委員の質疑ございますか。

樋泉委員からどうぞ。

○委員（樋泉明広君） 主任介護支援専門員に関する規定の整備でありますけれども、このことを遂行することによって、今後、主任介護専門員の皆さんについては、その権限とか、事務の内容については、どういう変化が出てくるのか、もう一度いいですか。教えてください。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

仕事の内容、権限等は従前と変わりませんが、主任介護支援専門員を継続するためには更新研修が必要になるということでございます。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 講習研修は、どういう機会に講習をされるんでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

まず、介護支援専門員の方が新たに主任介護支援専門員になる場合には、約70時間の講義の受講が必要となるわけなんですけれども、その5年後、更新研修につきましては46時間の講習が必要となります。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 70時間から46時間に減るということですね。それによってこの研修の重みというか、そういったものは問題はないんでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

申しわけございません。一番初めに私が申し上げたのは、通常のケアマネジャー、介護支援専門員さんが主任になる場合には70時間の研修が必要になります。それが5年後に今度は更新をしなければならないわけなんですけれども、そのときには46時間の講習が必要になり、また5年後には、また46時間の講習を受けることになります。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 第7期の介護保険事業計画もありますけれども、そこでのこのケアマネジャーの位置づけ、主任ケアマネジャーの位置づけはどうなっているのかお聞きしたいと思います。参考のためによろしくお願いします。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

甲斐市の主任ケアマネジャーでございますけれども、地域包括支援センター内で業務を行います。包括支援センターには主任ケアマネジャー、それから保健師、社会福祉士を置くことになっておりますので、そのセンター内で事務をとることになります。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） いいですか。

ほかございますか。

清水委員。

○委員（清水正二君） 条例改正の中身なんですけれども、新のほうに下から略の上に括弧が

あって、その前にオの前に括弧があるんだけど、この括弧書きの部分というのはどこからどこまで。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 一番初めの括弧3号のところで、主任介護支援専門員とありますけれども、そこから一番下の行の括弧閉じるまでが、その主任介護支援専門員を説明していることとなります。ですので、主任介護支援専門員その他これに準ずる者一人というふうになりますけれども、その間の括弧が全てこの主任介護支援専門員の説明する部分となります。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） もう1回説明しますか。もう1回改めて。

飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 改めてご説明申し上げます。

上から5行目のところに下線が者から引かれていますけれども、その隣にある括弧が「当該主任介護支援専門員研修後終了とひ」から、「け起算して5年を経過した者にあつては終了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を受講している者に限る」というものを、先ほど申し上げました上から5行目の者を説明をしております。

それから、その上の第1行目につきましては、「主任介護支援専門員が」の隣の括弧が始まって一番終わりが、一番下の行の「を言う。」までその括弧が入りますので、主任介護専門員の説明を一番上の括弧から一番下の行の括弧までが説明をしていることとなります。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 同じ括弧だからね、わかりづらいね。よろしいですか。

ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ委員の質疑終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ傍聴議員の質疑も終了いたします。

以上で質疑終了いたします。



これより議案第1号 甲斐市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任お願いいたします。

以上で議案第1号を終わります。

続けます。

次に、議案第13号 甲斐市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定の件を議題といたします。

議案についての当局の説明を求めます。

飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第13号 甲斐市指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定の件につきましてご説明させていただきます。

定例議会議案77ページから91ページとなります。

初めに、91ページをごらんください。

提案理由でございますが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により介護保険法の一部が改正され、平成30年4月1日から施行されます。これは居宅介護支援事業所の指定権限が平成30年度から市町村に権限移譲されることに伴いまして、指定居宅介護支援事業者の指定に関し、必要な事項並びに指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準を定める必要があるからでございます。

それでは、別冊の定例市議会資料でご説明を申し上げます。

5ページをお願いいたします。

初めに、居宅介護支援の定義についてご説明を申し上げます。居宅介護支援とは、居宅の要介護者が居宅サービスなどを適切に利用できるように、心身の状況、置かれている環境、要介護者本人の希望などを勘案しまして、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者などとの連携調整を行いまして、介護保険施設などへ入所が必要な場合には、施設などへ紹介を行うことを言います。

次に、居宅介護支援に係る指定権限の市町村への移譲についてでございますけれども、医療や生活支援ニーズが高い高齢者や認知症の高齢者などが増加していく中で、地域包括ケアシステムの構築を推進する市町村が高齢者の自立に向け、重要な役割を担う居宅介護支援事業所の介護支援専門員、ケアマネジャーと積極的にかかわり高齢者ニーズを把握し、ケアマネジメントに対する理解を深めていくことを目的としまして、平成30年4月から居宅介護支援事業所の指定権限が県から市町村に移譲されます。この権限移譲に伴いまして、市町村では新たに運営等に関する基準を条例で定める必要があります。

下の図をごらんください。現行では市町村は居宅介護支援事業所に対しましては、指導、監督を行っておりますが、4月以降は県の支援を受けながら事業所の指定を行うとともに、勧告、命令、指定の取り消し、指定の効力停止について権限が移譲されます。

これらの事項につきましては、介護保険法で規定されておりますが、このうち居宅介護支援事業所の指定、事業の人員及び運営に関する基準は、市町村の条例で定めると規定されております。

それでは、市議会議案77ページをごらんください。

まず、目次でございますが、条例は第1章の総則、第2章の指定居宅介護支援事業者の指定、第3章の指定居宅介護支援の事業の基本方針、第4章の指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準、第5章の指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準、第6章の基準該当居宅介護支援の事業に関する基準について規定をしております。

国の基準に従うべき内容につきましては、78ページの第4条従業員の数、第5条管理者、79ページの第6条内容及び手続の説明及び同意、80ページの第7条提供拒否の禁止、82ページの15条指定居宅介護支援の具体的取り扱い方針の一部、88ページになりますが第25条秘密保持、89ページの29条事故発生時の対応となりまして、それ以外の内容につきましては、国の基準を参酌し、地域の実情に応じまして異なる内容を定めることも可能となっております。

90ページをごらんください。

本市では、31条記録の整備、第2項で規定をしております指定居宅介護支援の提供に関する記録の保存年限を国の基準の2年から5年に変更しております。これは介護報酬の過誤請求の時効は5年となっていることから、各種記録を5年間保存することが望ましいと判断したためでございます。

条文の説明は、申しわけございません、これで省略をさせていただきます。

恐れ入ります。最後に議案90ページをお願いしたいと思います。

附則第1項につきましては、条例の施行は平成30年4月1日からとなりますが、第15条20号、これは84ページ下段になりますけれども、居宅サービス計画の市町村への届け出につきましては、平成30年10月1日からとなる内容でございます。

また、附則の第2項につきましては、第5条管理者の第2項、78ページの下段となりますが、事業所の管理者は主任介護支援専門員でなければならないとありますが、平成33年3月31日までの間は介護支援専門員とすることができる経過措置でございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

条文が大分、件数が多いんですけども。

これより説明に対して質疑を行いたいと思います。

委員の質疑ございますか。

ちょっと時間とります。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 参考に聞かせてもらいたいんですが、この条例を執行するに当たって市内あるいは市外でもいいんですが、この条例に沿って、この事業を進めていくという業者は名乗りを上げるかもしれません、今のところどういう動きがあるのか、もしわかっている範囲で結構ですが教えてください。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

現在は、こちらの事業所につきましては県が指導、監督をしております。それが4月以降は、今度は市町村が指導、監督するわけですが、甲斐市内の事業所は現在27事業所ございますので、4月以降は市でこちらの事業所を指導していくことになります。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 89ページの事故発生の対応というところで、損害賠償は速やかにと  
いうようなことがあるんですけども、この対応についてはどんな形で責任を持っていくの  
かということなだけけれども、その辺のところは事業者がどういう形で責任を持つのかとい  
うその辺はどうなっているのか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 事故についてですけども、ちょっとどんな、いろいろな状  
況があるかと思えますけれども、例えばケアプランを立てたものがご本人さんに合わなくて  
具合が悪くなってしまったとか、いろいろなことが考えられるかと思えますけれども、そう  
いったときには、市のほうにすぐに連絡をしていただく中で、対応していくことになるかと  
思います。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） そうすると、事故が続いた場合には、多少その内容によっては市も関  
与するということなのか、あるいは事業者そのものが全部処理するのか、その判断。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） この事業につきましては、事業者が指定を受ける中で進めて  
いきますので、当然、責任は事業者が負うことになるかと思えますけれども、その結果、  
対応等につきましては市のほうで指導、監督をしていくことになると思えます。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） ほかに傍聴人ございますか。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 27事業所ということで、今は県のほうとのかかわりだと思うんです  
けれども、いずれ市にということでしょうけれども、大体人数の多い、利用者さんの人数多  
いところから3つぐらい挙げていただくと、例えばどういったところがどうなるのかと教え  
てもらっていいですか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

先ほど27事業所と申しあげましたけれども、ケアマネジャー、県のほうに確認をしましたところ約90名ほどいらっしゃるそうです。主な事業所としましては甲斐市の社協、それですとか赤坂台の居宅支援事業所ですとか、しらゆり居宅介護支援事業所等々ございます。あとはめぐみ荘とか、そういった施設を持っているところが、同じように事業所を持っているところがございます。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 差し支えなければ、また後でいいので、そういった事業所って一覧にして皆さんに教えていただくということは可能ですか。

○委員長（五味武彦君） 入所者数は今答えられる。

○議員（保坂芳子君） 今じゃなくていいんですけれども、ちゃんと一覧表で。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 資料のほうはございますので、お渡しすることは可能でございます。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか、それで。はい。

ほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑終了いたします。

これより議案第13号 甲斐市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（五味武彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任お願いいたします。

以上で議案第13号を終わります。

続いて、議案第21号に入ります。甲斐市介護保険条例の一部改正の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第21号 甲斐市介護保険条例の一部改正の件についてご説明させていただきます。

議案107ページ、108ページとなります。

まず、108ページ下段の提案理由をごらんください。

第7期介護保険事業計画における地域包括ケアシステムの深化、推進及び介護保険制度の持続可能性の確保に向けた計画策定により第1号被保険者の介護保険料率を改定し、所要の改正を行う必要があるためでございます。

別冊の定例市議会資料20ページをごらんください。

介護保険料改正についての概要の資料となります。

まず、（1）は第6期と第7期の所得段階別の保険料の比較表でございます。左側の表が平成27年度から平成29年度、今年度までの第6期、右側の表が平成30年度から平成32年度までの第7期であります。

初めに、第6期の保険料率について説明をいたします。

左の表をごらんください。

本市は、国が定める標準的な9段階の保険料率を設定をしております。第5段階が基準額で月額5,100円、年額6万1,200円であり、基準より所得の低い人は第1段階から第4段階、基準より所得の多い方は第6段階から第9段階に区分されております。

次に、平成30年度から32年度までの第7期計画の保険料の改定概要についてご説明申し上げます。

まず、介護保険法の改正による所得段階を区分する金額の改定でございます。

右の表をごらんください。

第7段階、第8段階、第9段階の区分の欄の所得200万円と300万円の文字が網掛けになっておりますけれども、第6期では190万円であったものが200万円に、290万円であったものが300万円に改定されております。

次に、低所得者保険料の軽減であります。

左の表の第1段階の基準率の欄をごらんください。

第1段階の基準率は基準額の0.45倍であります。これは平成26年4月に実施されました消費税の増税に伴う低所得者軽減策としまして、平成27年4月から公費を投入し、第1段階について基準額の0.5倍であったものを0.45倍とし、現在に至っております。平成30年4月以降も引き続き実施をいたします。

そのほかにつきましては、第1段階から第9段階までの区分欄にあります所得については、平成30年4月から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額が控除され、また第1段階から第5段階までの区分欄の本人の年金収入と所得の合計の中の所得には、これまで公的年金等に係る雑所得が含まれておりましたが、平成30年4月以降は控除されます。

次に説明いたします改定につきましては、市独自に条例で規定するものとなります。

まず、第7期保険料の基準額についてでございますが、右の表をごらんください。

第7期介護保険事業計画において算出しました保険料の基準額の所得段階は、第5段階、月額5,200円、年額6万2,400円で、第6期と比較しますと月額100円増となります。

次に、所得段階についてでございますが、国は標準的な所得段階を第6期、また第7期においても全体で9段階としております。しかし、この所得段階は被保険者の負担能力に応じた負担を求めるという観点から、市町村の状況に合わせて段階を細分化し、10段階以上とすることが可能となっておりまして、第6期計画の県内の状況は13市中6市が10段階以上としております。このことから本市におきましても、負担能力に応じた負担を求めると等につきまして検討した結果、第7期計画では第9段階を細分化し、第10段階、第11段階を増設をいたします。

これにより第9段階の所得区分は300万円以上400万円未満となり、増設する第10段階は400万円以上500万未満、基準額の1.75倍、月額9,100円、年額10万9,200円となります。また、第11段階は500万円以上となりまして、基準額の1.85倍、月額9,620円、年額11万5,440円となります。

次に、第2段階の基準率の改定についてでございますが、左の表の第6期の第2段階と第3段階の基準率の欄をごらんください。

国の標準的な所得段階では、第2段階と第3段階は同じ基準率、基準額の0.75倍としており、国は第7期計画におきましても第2期と第2段階と第3段階を同じ率としております。本市の次期計画におきましては、第2段階と第3段階を差別化を図ることといたしまして検討した結果、第2段階の基準率を0.05引き下げまして、基準額の0.70倍とし、月額3,640円、年額4万3,680円とします。

次に、(2)でございますが、こちらは第4期から第7期までの保険料の推移でございます。第6期と比較しますと約2%の増となります。(3)は第7期計画期間中の第1号被保険者数、認定数、給付額の推計値となります。

21ページから24ページは、条例の新旧対照表となりますが、説明は省略させていただきます。

説明は以上となりますが、条例の改正は平成30年4月1日からとなります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより説明に対して委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 平均5段階で、今回の改正で5,200円になるということで、年間1,200万増ということですが、特に第1段階から第5段階までの対象者、どのくらいになっているのか、前回の6期と比較してどうなのかというのをちょっと知りたいんですが、教えていただけますか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

申しわけございません。6期の数字、人数を申し上げます。平成29年度でございますが、これは計画の推計値になりますが、第1段階が2,796人、第2段階が1,361人、第3段階が1,151人、第4段階が2,557人、第5段階が2,895人、第6段階が2,897人、第7段階が2,227人、第8段階が1,207人、第9段階が1,027人、合計が1万8,118人。こちらが計画の推計人数でございます。

それから、今度は第7期の人数を申し上げます。第1段階が2,641人、第2段階が1,388人、第3段階が1,274人、第4段階が2,629人、第5段階が2,640人、第6段階が3,307人、第7段階が2,474人、第8段階が1,129人、第9段階につきましては細分化しましたので、



その細分化した数字を申し上げます。第9段階が424人、第10段階が196人、第11段階が430人、合計で1万8,532人。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） こうやって比較しますと第1段階から第5段階の人数で、大体1万人を超すと、1万1,000人ぐらいになるという状況ですよね。全体のやっぱり60%は、第5段階までの方たちというふうに言えると思うんですよね。そういう点で比較しますと1からずっと2段階を除いて、ほとんど引き上げられているという状況にありますが、現在介護保険の基金というものはあるんですか。どのくらいになっていますか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 基金の額でございますが、平成28年度末で4億1,200万円ほどでございます。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） この基金を活用したことがあると思うんですが、どういうところに活用されていますか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） この基金につきましては、3年ごとに計画を見直す段階で保険料を決定するわけですが、そのときに必要最小限の金額を残し、それ以外は取り崩しをしまして、向こう3年間の介護保険料を決定しております。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 努力は本当評価をしたりしますが、また国の基準から見ると大分緩和されて払いやすくなっているということが言えるんですけれども、しかし全体としてずっと保険料がふえてきているという状況が言えると思うんですよね。第4期が4,100円から第7期が1人月額5,200円、1,100円、年間1万3,200円値上げが、上がっているという状況で年々下がるんじゃないんですが上がっているというのは、やはり年金生活をしている方たちが相当いるんですよね。また低所得者が1段階から5段階まで多数いるわけですから、そういう点では今後とも配慮していただくような対応をお願いしたいなと思うんですが、部長の考えどうでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 三澤部長。

○福祉部長（三澤 宏君） 保険料につきましては、やはり高齢化の進展、またサービスの利用者がふえているということで、いたし方ないのかなとは思いますが。うちとしましては、やはり本当であれば国がもっと負担していただければ、これ要望していますけれども、国が相当額負担してくればこういう保険料も安くなると思います。またうちのほうでは、この給付につきましてやはり適正化という本当にサービスが必要なサービスなのかとか、いろんな形で次期計画の中でもそういう事業を進めていきますので、給付も抑えながら、また保険料のほうもできるだけご負担にならないように、また今後も考えていきたいなというふうに感じています。

以上です。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

ほか委員の質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ委員の質疑終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員ございますか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） この事業費の財政負担の割合が保険料で50%、公費で50%、これによって市の、これは率がみんな同じだから、どこもみんな同じなんだけれども、どのぐらい財政負担がふえるのか。これはもう5%、20%、12.5、12.5は動かないんだろうと思うんだけど、その辺はどのぐらい市は財政負担がふえますか。

○委員長（五味武彦君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時11分

○委員長（五味武彦君） できましたか。

三澤部長。

○福祉部長（三澤 宏君） 今、前回の3年間の給付費、それと地域支援事業費というのがご

ざいまして、これは市で独自の事業となりますけれども、そちらを3か年の分を前回の計画と今回の計画で差し引きしまして、それから一応市の持ち出しということで12.5%で計算したところ、約1億8,000万ぐらいふえるんじゃないかという予想です。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） その数字は、当然今年度予算の中に見込みなりを加えた上で予算組んであるんですよ。

○委員長（五味武彦君） 三澤部長。

○福祉部長（三澤 宏君） 今申し上げました数字につきましては3か年で1億8,000万ということですので、今回の平成30年度の予算上は平成30年度に係る部分を予算化しております。

以上です。

○委員長（五味武彦君） ほか傍聴議員ございますか。

有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） この提案理由の中に、持続可能性の確保ということをやっていますよね。これでこういう段階を6期から7期にふやしたんでしょうけれども、この段階というのは、要は収入がある人に負担をしてもらおうということが、こういうことだと思うんですけどもね。今後、でも今度は3年ごとに改定していくんだというような話ですけども、現実的にはもうこれは今11段階だけでも、これはもっとふえるとかという話じゃないですよ、これは。その収入の多い人ができるだけ負担をもらおうということは、税制の上からよくわかるんですけどもね。ただ、際限なくというわけにもいかないですよ。この辺はどうなんですかね。

○委員長（五味武彦君） 三澤部長。

○福祉部長（三澤 宏君） お答えさせていただきます。

13市中、先ほど6市ですか、負担率を変えているんですけども、うちとしましてもやはり収入が多い方には、それなりにご負担を願うということで、今回は余りその基準を大幅に上げるというのはいかがかなという形で、その9段階の1.7倍というのを1.75倍と、またさらに所得の多い方は1.85倍という形にさせていただきましたけれども、甲府市なんかは現在でも2.3倍という非常に高い細分化しておりまして、今後やはり低所得者の方の軽減を図る上では、やはりもう少し上の方たちにも段階をふやして、ご負担願うということも一つ

の案だと考えております。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） ちなみに、こういう段階をふやして所得の多い者に負担をしてもらうということで、こういう段階をこういうことにして実質総額としてどのくらいふえたんですか、これ。

○委員長（五味武彦君） 計算できますか。

飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 申し上げます。本日お示しをしました9段階から11段階をふやしたことによりまして、約460万円ほど1年間で増額するというふうに推計をしております。また逆に第2段階を低くしたことによりまして、430万円ほど減額になるという計算になりますので、ほぼこれで増となる部分と減となる部分で相殺されることとなります。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

傍聴議員ほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

それでは、これより議案第21号 甲斐市介護保険条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 22番、日本共産党甲斐市議団、樋泉でございます。

本条例改正の反対討論を行います。

本条例の改正は、第6期の所得段階から9段階を第7期で11段階に所得段階を区分するものでありますけれども、第2段階を除いて全ての段階の保険料が引き上げられる、そういう改定であります。介護保険料の標準額も年間1,200円増額という条例改正であります。提案理由が、第7期介護保険事業計画による地域包括ケアシステムの深化、推進と介護保険制度の持続可能の確保のためとしております。しかし、65歳以上の高齢者の1号被保険者は、ほとんど年金生活でありますし、また年金そのものが減らされてきているという状況にあり

ます。また第1段階から第5段階までの人たちは、この介護保険の段階の全体の人数の60%を占めるという状況にあります。

こういう状況を考慮いたしまして、保険料の引き上げをやめていただいて、ぜひとも引き下げるような努力をしていただくことをお願いをいたしまして反対討論といたします。

○委員長（五味武彦君） 本案に対する反対者、樋泉委員の発言がございました。

次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

ございますか。ほか討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） これで討論を終了いたします。

これより採決を行います。

本案は起立により採決をいたします。

本案に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（五味武彦君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第21号を終わります。

次に、議案第22号 甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 引き続きよろしくお願いたします。

議案第22号 甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件についてご説明させていただきます。

議案109ページから118ページとなります。

初めに、118ページをごらんいただきたいと思います。

提案理由でございますが、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が公布され、介護保険法の一部改正が平成30年4月1日に施行されることに伴いまして、所要の改正を行う必要があるからでございます。

別冊の議会資料25ページをお願いいたします。

まず、地域密着型サービス事業所は市が指定、監督する施設でございまして、地域密着型デイサービス事業所など9種類がございます。要介護1から要介護5までの方が利用することができます。

それでは、介護保険制度の改正について説明をさせていただきます、本条例の一部改正の概要説明とさせていただきます。

まず、主な項目は4つございます。1つ目が地域包括ケアシステムの推進、2つ目が自立支援重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現、3つ目が多様な人材確保と生産性の向上、4つ目が介護サービスの適正化、重点化を通じた制度の安定性、持続可能性の確保でございます。

1つ目の地域包括ケアシステムの推進の（1）についてでございますが、在宅と中程度の要介護者の医療ニーズへの対応のため、看護小規模多機能型居宅介護の基準の緩和を行いまして、サテライト型事業所を創設いたします。

（2）につきましては、デイサービスなどの通所サービス、認知症グループホームなどの栄養管理等につきまして、医療と介護の連携を推進してまいります。

（3）につきましては、認知症グループホームや施設サービスにおいて、口腔衛生管理の充実等の機能を強化いたします。

（4）につきましては、認知症グループホームに理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師が訪問しまして、身体状況等の評価を共同して行うことを評価いたします。

（5）につきましては、障害福祉制度の生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後デイサービスの指定を受けた事業所を地域密着型通所介護デイサービスの共生型サービスとして支援できるように、その基準を規定いたします。

次に、2、自立支援重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現の（1）につきましては、高齢者の自立支援と要介護状態等の軽減、または悪化防止に向けまして、デイサービスなどの通いのサービスにおいて、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師が訪問しまして共同いたしましてアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成することなどを評価いたします。

（2）につきましては、認知症グループホームや施設サービスにおきまして、入所者に対する介護サービスの安全・安心を確保する観点から、身体的拘束等の適正化を推進してまいります。

次に、3、多様な人材の確保と生産性の向上の（1）につきましては、地域密着型通所介

介護サービス等におきまして、機能訓練指導員の確保を促進するため、勤務経験年数を3年から1年に短縮するとともに、対象資格に一定の勤務経験を有する者を追加いたします。

(2) につきましては、地域密着型特別養護老人ホーム等におきまして、見守り機器の導入によりまして、効果的な介護が提供できる場合には人員基準を緩和し、効率化を推進してまいります。

次の4の介護サービスの適正化、重点化を通じました制度の安定性、持続可能性の確保につきましては、介護報酬の見直しに関するものでございます。これは介護保険法で規定されているものであり、本条例の改正には影響がございませんので、説明は省略をさせていただきます。

また、26ページから68ページが新旧対照表になりますけれども、主なものをご説明を申し上げます。

28ページ上段、第6号、第5号の12号介護医療院がございますが、こちらを加えます。今回の法改正によりまして、県が指定、監督をいたします介護医療院、これは日常的な医学管理、みとり機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設となりますけれども、この介護医療院が創設されたことに伴いまして、本条例において介護施設名が列記している条文の該当部分に介護医療院を追加いたします。この後の条文につきましても多数この介護医療院を追加する箇所が出てまいります。

次に、32ページをお願いいたします。

地域密着型通所介護の第3章の2に第5節共生型地域密着型サービスに関する基準を追加いたします。50条の20の2、それから35ページの50条の20の3、こちらが追加になります。46ページをお願いいたします。

117条第7項でございますが、認知症グループホームや施設サービスに身体的拘束等の適正化に係る規定を追加をいたします。

54ページをお願いいたします。

191条以降では、サテライト型の看護小規模多機能型居宅介護の基準を規定をいたします。以上が新旧対照表の主な改正部分でございます。

条例の改正は、平成30年4月1日から施行いたします。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

大分長い文章になります。

それでは、説明に対して質疑を行いたいと思います。

委員の質疑ございますか。

池神委員。

○委員（池神哲子君） 難しい条例で私にはよくわからないんですけども、全体的には結局私たちが受けるほうはサービスが下がるんですか。それともサービスについてはどんなふう  
に考えているのかなと思って、ちょっと難しいなと思っているんですけども、そのあたりの説明がありますか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

先ほどもご説明を申し上げましたけれども、説明資料の25ページが今回の介護保険制度の改正でございます。こちらは先ほども申し上げましたけれども、大きく分けて4つ項目がございまして、地域包括ケアシステムの推進、それから自立支援重度化防止に資する質の高いサービスを提供する等々でございまして、高齢化が進む中で介護サービスを受ける方も年々ふえてきておりますので、そういった方に希望されるサービスを適正に的確に使えるようにということで、国のほうも法改正をして、本条例もその法改正に伴いまして改正をしておりますので、皆様方に適正な介護サービスが使っていただけるものというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 池神委員。

○委員（池神哲子君） ありがとうございます。

それでは、私たちの介護サービスが減っていくとか、下がっていくとかという心配はないわけですね。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、高齢化が進む中で介護サービスが低下しないようにということで法改正がされておりますので、本市でもその法に基づきまして事業を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。



ほか委員の質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより議案第22号 甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 議案第22号 甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件の反対討論を行います。

この条例のもとになったのは、昨年3月に介護保険の改定がありました。包括ケアシステムの強化のための介護保険法の改正であります。このときには、介護保険料を一部3割に引き上げることが盛り込まれておりました。また同改正におきましては、2014年の利用者負担の検証もないまま3割の引き上げを盛り込んだというふうになっております。また自立支援の重度化防止を市町村に競わせ、目標達成状況を評価して交付金を支給するとしております。つまり市町村に大分負担を負わせるという中身の法案であったわけでありまして、

公的な社会保障制度を一層、自助、公助に置きかえて、公助をなくす、下げるといった状況の法案でありまして、現在のご存じのように介護離職の職員、これ10万人規模で推移しているという、ごめんなさい、介護離職の従業員じゃありませんね、介護離職が毎年10万人規模で推移して介護殺人、介護心中も後を絶たないという状況にあります。かかわる状況を考えたときに今回のこの条例が必ずしも介護を利用する方たちに有利になると、また従業員の皆さんも地位やそれから権利、それからまた費用も給与も保障されるというふうには限られない。

こういう状況を鑑みて、本条例の改正案には反対いたします。

○委員長（五味武彦君） 本案に対する反対者、樋泉委員の発言がございました。

次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） ほかに討論ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ討論を終了いたします。

これより採決に入りたいと思います。

採決を行います。

本案は起立により採決をいたします。

本案に賛成の方ご起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長（五味武彦君） ありがとうございます。

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員長報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第22号を終わります。

続けたいと思います。

ちょっと長い案件がありますので、ここまでやっちゃいます。

次に、議案第23号 甲斐市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） よろしく願いいたします。

続きまして、議案第23号 甲斐市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件についてご説明を申し上げます。

議案119ページ、120ページとなります。

120ページの提案理由をごらんください。

提案理由は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が公布されまして、介護保険法の一部が改正されました。平成30年4月1日に施行されるこ

とに伴いまして、所要の改正を行う必要があるからでございます。

先ほど、議第22号につきましては、要介護1から要介護5の認定を受けた人を対象にした地域密着型サービスに係る条例の改正でございましたが、この議案第23号の条例の対象者は、要支援1、要支援2であり、そのサービスは3種類ございます。

別冊の定例市議会資料の69ページの新旧対照表をごらんください。

第4条は、介護予防認知症対応型通所介護の基準となります。こちらは引用している介護保険法の条項の改正となります。

70ページをお願いいたします。

介護保険施設名を列記する第5条の条文に、創設をされました介護医療院を加えます。

71ページをお願いいたします。

第9条では、供用型介護予防認知症対応型通所介護の利用定員を改正をいたしまして、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームと共用した場合には、双方の利用者の合計が12人以下とするものがございます。

第44条から73ページの69条までは、介護予防小規模多機能型居宅介護の基準の改正となります。

72ページの第44条、第45条、73ページの第46条は、それぞれ介護保険施設名を列記する条文に創設されました介護医療院を加える内容でございます。

74ページ、第72条以降は、介護予防認知症対応型共同生活介護の基準の改正となります。

第72条、第73条、75ページの第83条では、それぞれ介護保険施設名を列記する条文に創設をされました介護医療院を加えます。

また、78条では、身体的拘束等の適正化を図る規定を追加する内容となっております。

条例の改正は、平成30年4月1日から施行いたします。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ傍聴議員の質疑も終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより議案第23号 甲斐市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第23号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（五味武彦君） 異議ありということです。

それでは、異議がありますので、起立により採決をいたします。

本案に賛成の方はご起立願います。賛成の方。

[賛成者起立]

○委員長（五味武彦君） ありがとうございます。

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員長報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第23号を終了いたします。

進めます。

次に、議案第24号 甲斐市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件を議題といたします。

議案についての当局の説明を求めます。

飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） よろしく願いいたします。

それでは、議案第24号 甲斐市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件についてご説明を申し上げます。

議案121ページ、122ページをお願いいたします。

122ページの提案理由をごらんください。

提案の理由は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が公布され、介護保険法の一部改正が平成30年4月1日に施行されることに伴いまして、所要の改正を行う必要があるからでございます。

介護予防支援事業は、要支援1、要支援2の要支援者の介護予防サービス計画を作成するものでありまして、本市では長寿推進課内に設置をしております地域包括支援センターが介護予防支援事業者の指定を受けて事業を実施しております。

別冊の議会資料76ページ、77ページの新旧対照表をごらんください。

第2条第4項では、共生サービスが創設されたことに伴いまして、連携に努めなければならないものに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定特定相談支援事業者を加えます。

また、77ページ、第5条、78ページ、第31条では、医療機関との連携、また利用者本位のサービスの提供を規定をいたします。

条例の改正は、平成30年4月1日から施行いたします。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより説明に対して委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） ないようですので委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ傍聴議員の……

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） ちょっと基本的なこと聞きたいだけでも、この効果的な支援の方法

という言葉があちこち出てくるんだけど、この辺の指すところはどういうところを指している、この条例の中で。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 先ほども申し上げましたけれども、この条例につきましては介護予防支援事業所ですので、地域包括支援センター内で、要支援1、要支援2の方のケアプランを作成をしているわけなのでございますが、その作成をする際に、その利用者のために少しでも効果的なプランが作成できるというような意味合いかというふうに理解をしております。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） いいですか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） ということは、その地域包括支援センターが、この効果的な支援のことに関するところの責任を負うという格好でいいんですかね。そういう形で。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） そのとおりでございます。

〔「はい、了解です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） ほかございますか。

なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより議案第24号 甲斐市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 異議ありということです。

異議がありますので、起立により採決をいたします。

本案に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（五味武彦君） ありがとうございます。

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員長報告につきましては、ご一任願います。

次に、議案……まだ大丈夫ですね。25まで行っちゃいます。

次に、議案第25号 甲斐市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） よろしく願いいたします。

議案第25号 甲斐市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正の件についてご説明させていただきます。

議案123ページとなります。

下段の提案理由をごらんください。

提案理由は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が公布され、介護保険法施行規則の一部の改正が平成30年4月1日に施行されることに伴いまして、所要の改正を行う必要があるからでございます。

別冊の議会資料81ページの新旧対照表をごらんください。

第3条でございます。先ほどご審議をいただきました議案第22号におきまして、要介護1から要介護5の要介護者が利用する地域密着型サービスは9種類あるというふうにご説明させていただきました。本条例では、これらの事業所の事業の申請者を法人として規定しておりますけれども、9種類の地域密着型サービスのうち、看護小規模多機能型居宅介護についてのみ、病床を有する診療所を開設しているものを加える規定となっております。これは今後増加が予想されております在宅介護に対応するため、看護小規模多機能型居宅介護の指定の基準を緩和する内容でございます。

条例の改正は、平成30年4月1日から施行いたします。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

委員の質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） ちょっとお聞きしたいんですが、123ページの上のほうにありますが、看護小規模多機能型居宅介護のこの事業を開設している事業者、先ほどちょっと触れましたけれども、27業者があるという話ですが、そんなにはないですね。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 先ほど27事業所と申し上げましたのは、ケアマネジャーの事業所が27事業所ございまして、こちらの小規模看護多機能型、こちらの事業所については現在甲斐市内にはございません。

○委員長（五味武彦君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 市外ではどのくらいあるですか。県内で。

じゃ、後でまた調べて教えてください。

○委員長（五味武彦君） 後にしますか。

飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 申しわけございません。

県内の事業所については、ちょっと今資料が手元にはございませんので、また後ほどお知らせいたしますけれども、次期計画ではこの施設を2事業所指定をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） ちょうどその資料もきょうじゅうには出せそうなんです。

ほか委員の質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ委員の質疑終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） 今まで介護の、議案の今21、22、23、24、25を特にされたんですが、これは国の上位法の改定によって市の条例を改定するという話で、当然こういうことを



していけば費用とか、経費というのは当然かかってきますよね、今後。先ほど部長か課長かの答弁の中に、やっぱり国のそのあれを負担というものをふやしていかなきゃね、今後、対応できないだろうみたいな話がちょっとありましたけれども。そういうスタンスでこれからも行くというか、どういうように、これかなりこういうサービスは確かに向上、これのようにやればサービスは向上するんでしょうけれども、それにはやっぱり費用も伴ってきますよね。そういうものに対する市の考え方、簡単には言えないんでしょうけれども、どんなスタンスお持ちでしょうかね。

○委員長（五味武彦君） 三澤部長。

○福祉部長（三澤 宏君） この法改正等によりまして、また県のほうから事務も移管されますので、長寿推進課の介護保険のほうの業務というのは当然ふえてきます。その中で、やはり保険料に対しましても、もう少し国のほうで負担をしていただければ、当然うちのほうの保険料を上げなくても済むということもありますから、そちらのほうは定期的に要望等行っておりますので、今後ともそちらのほう強く要望等していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 傍聴議員ほかございますか。

横山議員。

○議員（横山洋介君） 先ほど2事業所を計画今後しているということなんですけれども、具体的にできるところって多分そんなになんないと思うんですけれども、今想定して考えているところってどこなんですか。

○委員長（五味武彦君） 山田係長。

○介護保険係長（山田郁子君） お答えいたします。

看護小規模多機能型居宅介護を行う事業所として考えられる事業所は、今現在訪問看護の事業を行っている事業所ですとか、医療の介護サービスを行っている事業所が考えられます。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 具体的には言えないような……。

ほか、いいですか。

横山議員。

○議員（横山洋介君） であれば、先ほど有泉議員が言ったように、今後費用の面がやっぱり出てくると思うんですけども、そういった国からの支援もですけども、市のほうでそうやって2事業所計画しているのであれば、ある程度市のほうからもバックアップというのは考えているということによろしいですか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） この地域密着型の施設を新設をする、また施設を開設するために準備を必要なものにつきましては、国の補助金がございますので、そういった国の補助金を有効に活用していただきまして事業のほうは、それぞれの事業所で今度は実施をするわけですけども、実施をしていただきたいというふうに考えております。

以上です。

あと、市で補助金を出すということではできませんので、あくまでも国の補助金を使っただけということになります。

以上です。

○委員長（五味武彦君） ほかに傍聴議員ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより議案第25号 甲斐市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第25号を採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第25号を終わります。

1時間半たちましたので、休憩とりたいと思います。

3時5分、7分。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時06分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

次に、議案第17号 甲斐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

島田子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） お疲れさまでございます。

子育て支援課より議案第17号 甲斐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件につきましてご説明させていただきます。

議案書の99ページ、議会資料は11ページになります。

初めに、提案理由であります。議案書の99ページをお願いします。

下から5行目になります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）が公布され、就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これがこの条例案を提出する理由であります。

改正の概要であります。就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律につきまして、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限が都道府県から指定都市に移譲するという項目が2つ新たに追加されたことにより、甲斐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第15条で引用しております項目が9項から11項に2つ繰り上がりました。11項の引用文につきましては、都道府県知事又は指定都市の長は、設置した施設が条例で定める認定こども園の要件に適合していると認めるものについては、これを公示するという内容でございます。

施行日は、平成30年4月1日であります。

以上、条例の一部改正の概要を説明させていただきました。ご審議をよろしく願いたい

します。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ委員の質疑終了いたします。

続いて、傍聴議員質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ以上で質疑を終了いたします。

これより議案第17号 甲斐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

討論終了いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第17号を終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

ご苦労さまでした。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時12分

○委員長（五味武彦君） 次に、議案第18号 甲斐市国民健康保険条例の一部改正の件を議

題といたします。

当局の説明を求めます。

加藤保険課長。

○保険課長（加藤文雄君） では、保険課からよろしく願います。

議案の101ページをお願いいたします。

議案第18号 甲斐市国民健康保険条例の一部改正の件につきましてご説明をいたします。

本案と議案第19号につきましては、国民健康保険運営主体の都道府県化に伴う条例改正でございます。

提案理由は、一番下になりますが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律によりまして、国民健康保険法の一部が改正されております。これに伴い甲斐市国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

議会資料の12ページをお願いいたします。

新旧対照表によりご説明をいたします。

第1条につきましては、見出しを含めましてアンダーラインの部分の「の事務を」の文言を加えることとなりました。これは都道府県も保険者となりまして、都道府県、市町村それぞれが国民健康保険の事務を行うことから、「の事務を」加えるものでございます。

次に、第2条の関係となります。

改正国民健康保険法第11条において、こちらの条文の見出しのほうで、国民健康保険運営協議会の名称を国民健康保険事業の運営に関する協議会と改められました。都道府県及び市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会について、その条文の中で規定をしております。第1項で都道府県の協議会の設置についてを規定をしまして、第2項で国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置くというふうに規定をされております。

この改正によりまして、従来の国民健康保険運営協議会の名称が市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会とされました。この改正を受けまして、第2条の見出しの部分今回改正をしております。こちらの括弧書きの部分ですが、市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会というふうに改めるとともに、第1項におきまして協議会の名称をこれまでと同様に、甲斐市国民健康保険運営協議会とする旨の規定を設けております。

また、この改正に伴いまして、旧第1項を第2項とし、第2項を第3項と繰り下げるものでございます。

第7条につきましては、第2条において、括弧書きの昭和33年法律第192号の法律番号等を記載をすることとなりましたことから、第7条のもともとあった部分の法律の番号等を削除するものでございます。

なお、施行期日につきましては、議案の101ページの附則に記載をしておりますとおり、平成30年4月1日でございます。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

傍聴議員ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 傍聴議員の質疑終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより議案第18号 甲斐市国民健康保険条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第18号を終わります。

次に、議案第19号 甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

加藤保険課長。

○保険課長（加藤文雄君） それでは、議案の103ページ、議会資料の13ページをお願いいたします。

議案第19号 甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の件につきましてご説明いたします。提案理由をお願いいたします。

この提案理由につきましては、国民健康保険法等の改正に伴い、地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、甲斐市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

議会資料の13ページをお願いいたします。

新旧対照表によりましてご説明をいたします。

まず、第2条でございますが、改正前は第1項におきまして基礎課税額、後期高齢者等課税額、介護納付金課税額をそれぞれ国民健康保険に要する費用、後期高齢者支援金等納付金、介護納付金に充てる旨の規定をしておりました。改正後は第1号から第3号を設けまして、第1号を基礎課税額、第2号を後期高齢者支援金等課税額、第3号を介護納付金等課税額とするとともに、県の国民健康保険事業費納付金に充てるための国民健康保険の課税額とする旨を規定するものでございます。これは国民健康保険運営主体の都道府県化に伴いまして、国民健康保険事業費納付金を県に納付する制度改正に対応するものでございます。

第2項及び第3項は、めくっていただきまして、失礼いたしました。第2項及び第3項は、第1項に第1号から第3号を設けることに伴いまして、従来の第1項を引用していた箇所を当該各語に改めるものと、第4項の括弧書き部分を第1項第3号に記載することから削除するものでございます。

第5条の第1項は、括弧書きの昭和33年法律第192号の法律番号等を第2条第1項第1号に記載をすることから削除するものとなっております。

議案の104ページの附則をお願いいたします。

施行期日につきましては、平成30年4月1日でございます。また、適用区分を設け、改正後の規定につきましては、平成30年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度までの国民健康保険税については、従前の例による旨規定をいたします。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員の質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

傍聴議員ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより議案第19号 甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（五味武彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第19号を終わります。

続けます。

次に、議案第20号 甲斐市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

加藤保険課長。

○保険課長（加藤文雄君） では続きまして、議案の105ページ、議会資料17ページをお願いいたします。

議案第20号 甲斐市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件につきましてご説明を



いたします。

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、高齢者の医療の確保に関する法律が改正されたことに伴いまして、甲斐市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

まず、改正の概要につきましてご説明をいたします。

今回の改正は、後期高齢者医療制度における住所地特例制度の改正に伴うものでございます。

初めに、住所地特例制度につきましてご説明をいたします。入所または入院中の被保険者の特例を住所地特例と申します。国民健康保険や後期高齢者医療の適用は住所地で行うため、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設、介護保険施設や医療機関等に入所、入院したことにより当該施設の所在する市町村、または後期高齢者医療広域連合の区域に住所が移った場合、その施設の所在地で保険を適用することとなります。施設所在地の市町村、または広域連合が保険適用をすることは入所者等の医療費を負担することとなり、施設が所在する市町村の保険者負担が重くなるという不公平を生ずることとなります。

後期高齢者医療制度は、都道府県を単位として広域連合が運営する保険制度であることから、現行制度におきましては、後期高齢者医療の被保険者が他の都道府県の住所地特例施設に住所を変更した場合に、住所地特例が適用をされております。法改正によりまして、国民健康保険の住所地特例該当者が75歳に達した場合や障害認定により後期高齢者医療の被保険者となった場合に、国民健康保険の住所地特例を引き継ぎ、住所地特例施設に住所を変更する前の市町村の後期高齢者医療の被保険者とするよう高齢者の医療の確保に関する法律に第55の2が追加、改正をされました。

このたびの条例改正は、この法改正に伴いまして、第3条第2号から第4号を改正するとともに、第5号を追加いたしまして、国民健康保険の住所地特例を引き継ぐよう改正をするものでございます。

新旧対照表をお願いいたします。

先ほども申し上げました第3条の第2号から第4号の下線部分が改正箇所となっております。こちらが先ほどの住所地特例の引き継ぎの関係の規定を追加する部分となっております。

それから、めくっていただきまして、第5号がこちらにも追加となっております。

それから、また附則の第2条のところですが、平成20年度における被扶養者であった被

保険者に係る保険料の徴収の特例の規定がございましたが、こちらはもう不用になっていることから今回の改正にあわせて削除するものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成30年4月1日でございます。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） ないようですので委員の質疑終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

傍聴議員ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ傍聴議員の質疑も終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより議案第20号 甲斐市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第20号を終わります。

以上で条例審査を終了いたします。

続いて、引き続き補正予算の審査を行います。

議案第3号 平成29年度甲斐市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りをいたします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） それでは、そのようにさせていただきます。

初めに、保険課より3款民生費、1項社会福祉費及び4款衛生費、1項保健衛生費について一括で説明をお願いいたします。

加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） それでは、保険課関係につきましてご説明をいたします。

補正予算説明書の16、17ページをお願いいたします。

それでは、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、10国民健康保険特別会計繰出金1,424万9,000円の減額は、保険基盤安定繰出金保険税軽減分910万円の減額と保健基盤安定繰出金保険税支援分514万9,000円の減額でございます。

次に、3目老人福祉費、03後期高齢者医療費390万8,000円の増額は、当初予算額に比べまして後期高齢者の医療費が増加傾向であるため、後期高齢者医療給付費負担金を増額するものでございます。04後期高齢者医療特別会計繰出金474万8,000円の減額は、後期高齢者医療広域連合事務費負担金分繰出金140万2,000円と保健基盤安定繰出金334万6,000円の減額でございます。

20、21ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、10国民健康保険特別会計繰出金560万円の減額は、決算見込みによりまして出産育児一時金繰出金を減額するものでございます。

次の3目健康推進費、05人間ドック事業、この事業につきましては健康増進課所管の事業でございますが、保険課所管の歳入である山梨県後期高齢者健康増進事業費補助金が減額される見込みであるため、財源更正をするものでございます。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員の質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） ないようですので委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ傍聴議員の質疑も終了いたします。

これで保険課関係の質疑を終了いたします。

ここで職員の入替えのため、暫時休憩をいたします。

ご苦労さまでした。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時31分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

次に、福祉課より3款民生費、1項社会福祉費について一括で説明をお願いいたします。

齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤一己君） よろしくをお願いいたします。

それでは、福祉課から今回の補正予算につきましてご説明させていただきます。

補正予算説明書16、17ページをごらんいただきたいと思います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費のナンバー22社会福祉協議会助成事業につきましては、特定財源のその他財源における地域福祉基金に係る利子減額に伴う財源内訳更正を行ったものです。

次に、2目障害者福祉費において、ナンバー01自立支援給付事業で573万9,000円の増額補正をお願いするものです。補正額の財源内訳ですが、障害者自立支援給付費負担金として、国から286万9,000円、県から143万4,000円、計430万3,000円で、それ以外は一般財源となります。

内容といたしましては、障害支援区分は1以上の方を対象とした居宅での入浴や排せつ、食事などの介護、または調理、洗濯、清掃などの家事などに係る生活全般の援助を行う居宅介護サービスにおいて、利用者1人当たりの利用時間が増加していることを主な起因とし、411万9,000円の増額を、また療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児を対象とし、日常生活における基本的な動作の指導や知識、技術の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う児童発達支援において、同じく利用者1人当

たりの利用日数が増加していることを主な起因とし、162万円の増額をそれぞれお願いするものです。

次に、02自立支援医療事業において702万円の増額補正をお願いするもので、補正額の財源内訳につきましては、障害者自立支援医療費負担金として、国から351万円、県から175万5,000円、計526万5,000円で、それ以外は一般財源となります。

内容といたしましては、12月補正時に自立支援医療（厚生医療）において、医療費などが全額公費負担となります生活保護受給者のうち、腎臓機能障害により人工透析を受けている方が2名増加し11名となったことに加え、心臓機能障害により手術を受けられる生活保護受給者1名が発生したことから、20節扶助費へ2,296万2,000円の増額補正をさせていただきました。しかし、その直後、生活保護受給者で新たに人工透析1名、心臓手術1名が発生したため712万円の増額を、また利用者が固定化されている自立支援医療（育成医療）で10万円の残額が見込まれることから、厚生医療と相殺し702万円の増額補正をお願いするものです。

次に、ナンバー03地域生活支援事業（自立支援）及びナンバー04地域生活支援事業（生活支援）につきましては、どちらの事業も国の地域生活支援事業費補助金における内示限度額が確定したことに伴い、財源内訳更正を行ったものです。

次に、ナンバー06特別障害者手当等給付費で400万円の減額補正をお願いするもので、補正額の財源内訳につきましては、特別障害者手当等給付費負担金として、国の負担分となります4分の3相当額の300万円が減額となります。

内容といたしましては、国手当として3か月に一度支給を行っております障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当の3種の手当で、余剰金が見込まれることから減額をお願いするものです。

次に、07障害者手当事業（市単独事業）で150万円の減額補正をお願いするもので、補正額の財源内訳につきましては全額一般財源となります。

内容といたしましては、市単独事業で実施しております甲斐市心身障害者児福祉手当において、余剰金が見込まれることから減額をお願いするものです。

以上が福祉課における補正予算の内容となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員の方質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ傍聴議員の質疑も終了いたします。

これで福祉課関係の質疑を終了いたします。

ここで職員入れかえのため、暫時休憩をいたします。

ご苦労さまでした。

休憩 午後 3時37分

再開 午後 3時39分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

長寿推進課ですが、資料をお配りしました。居宅介護支援事業所一覧表というものが配られました。

これについて、飯沼課長から説明をお願いいたします。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） よろしくお願ひいたします。

ただいまお手元にお配りしました資料ですけれども、そちらに書かれております事業所が甲斐市内の居宅介護事業所の一覧になります。平成30年4月1日からは、甲斐市が指定、監督をする事業所となります。

それから、その後ご質問のありました県内の看護小規模多機能型居宅介護施設でございますが、県内に3施設ございます。甲府市に2施設、それから北杜市に1施設となります。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 資料はないということね。1枚の資料です。

資料について質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、第3款民生費、1項社会福祉費について一括で説明をお願いいたします。

飯沼長寿推進課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） よろしくお願ひいたします。

平成29年度一般会計補正予算（第7号）についてご説明を申し上げます。

補正予算説明書18ページ、19ページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、説明欄の一番上に記載がされておりますナンバー16介護保険特別会計繰出金の説明をさせていただきます。

介護保険特別会計繰出金の459万2,000円の増額補正につきましては、介護保険特別会計の保険給付費等の増額補正に伴い、市負担分を一般会計から介護保険特別会計に繰り出すものでございます。詳細につきましては、介護保険特別会計の補正の際にご説明を申し上げます。

一般会計の長寿推進課にかかわります補正予算につきましては以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで長寿推進課関係の質疑を終了いたします。

ここで職員入れかえのため、暫時休憩をいたします。

ご苦勞さまでした。

休憩 午後 3時42分

再開 午後 3時43分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

次に、子育て支援課より3款民生費、2項児童福祉費について説明を求めます。

島田子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） お疲れさまでございます。

子育て支援課の補正予算につきまして説明させていただきます。

補正予算説明書の18ページ、19ページをお願いいたします。

18ページ、3款民生費、2項児童福祉費であります。補正前の額50億3,647万4,000円に対しまして4,420万1,000円を減額補正し、補正後の額を49億9,227万3,000円とするものでございます。

初めに、1目児童福祉総務費であります。補正前の額4億6,668万6,000円に対しまして1,530万円を減額補正し、補正後の額を4億5,138万6,000円とするものでございます。財源内訳の国県支出金52万3,000円につきましては、養育医療費国庫負担金34万9,000円及び養育医療費県負担金17万4,000円でございます。その他184万円は地域振興基金繰入金でございます。

19ページの説明欄をごらんください。

11こども医療費助成事業であります。支給実績額をもとに支給見込み額を算出したところ1,600万円の不用額が見込まれるため、減額補正をするものであります。

次に、19養育医療費助成事業であります。入院医療を必要とする未熟児を対象に指定医療機関において、出生から退院もしくは満1歳までの自己負担分の医療費を助成するものであります。対象者の増加に対し70万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、18ページ、2目児童措置費であります。補正前の額13億3,847万8,000円に対しまして2,000万円を減額補正し、補正後の額を13億1,847万8,000円とするものでございます。財源内訳の国県支出金マイナス1,665万8,000円につきましては、こちらの表にありますとおり国及び県それぞれの年齢区分における交付割合の合計でございます。

19ページの説明欄をごらんください。

01児童手当であります。年度に3回、1回に4か月分を支給しておりますが、6月及び10月の支給額計8か月分の実績額をもとに支給見込み額を算出したところ2,000万円の不用額が見込まれるため、減額補正をお願いするものであります。

次に、18ページ、3目母子福祉費であります。補正前の額4億736万5,000円に対しまして700万1,000円を減額補正し、補正後の額を4億36万4,000円とするものでございます。財源内訳の国県支出金マイナス310万円につきましては、ひとり親家庭医療費助成事業県補助



金でございます。

19ページの説明欄をごらんください。

01ひとり親福祉事業マイナス700万1,000円ではありますが、ひとり親家庭医療費助成につきまして実績額をもとに支給見込み額を算出したところ、不用額が605万1,000円見込まれました。また、入進学祝い金支給事業につきまして事業の廃止に伴い、小・中学校の4月入学分95万円が不用となるため、合計700万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、18ページ、4目保育所費であります。補正前の額25億8,483万円に対しまして190万円を減額補正し、補正後の額を25億8,293万円とするものでございます。財源内訳の国県支出金マイナス496万円につきましては、国の地域子ども子育て支援事業交付金マイナス143万円、県の特別保育事業費等補助金マイナス210万円、同じく県の地域子ども子育て支援事業交付金マイナス143万円でございます。また、その他7万円は病児保育事業広域負担金を充てております。

19ページの説明欄をお願いします。

12特別保育事業マイナス890万円ではありますが、市内外の私立保育園が行っております一時預かり事業及び延長保育事業、1歳児特別保育事業、障害児保育事業につきまして、実績に基づき890万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、23竜王西保育園費700万円の増額であります。これは指定管理料の増額でございます。指定管理料につきましては、年度協定において他の私立保育園と同じく、毎年国が定める保育単価をもとに算出する公定価格に準じて、毎月請求に基づいて支払うものとしており、今年度の国における処遇改善、人勧のベースアップに伴い増額をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員ございますか。

横山議員。

○議員（横山洋介君） すみません、こども医療費助成事業とか児童手当とか、昨年度も見ながら予算を出したと思うんですけれども、これだけ下がっているというところが原因があると思うんですが、どこにあると見ていますか。

○委員長（五味武彦君） 島田課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） こども医療につきましては、今年度から高校生の入院時助成が昨年9月から開始されておりますが、議会でも答弁をしたとおり、この医療費の助成につきましては2年間有効ということの中で、まだ請求をされていない方、そういった方がおまして、予定していた助成額に追いついていないというような状況でございます。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 竜王西保育園費なんだけれども、これは指定管理料があって、なおかつ今の国の方針でベースアップとかもろもろの処遇改善がありましたよね。それでそれに対して西保育園に限って、ほかにも保育園もいろいろなパターンであるんだけれども、その辺の処遇改善とか、そういうものに関する補正というのはいないですか。

○委員長（五味武彦君） 島田課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） 今回、竜王西保育園の処遇改善等のお願いを、増額補正お願いしているんですが、実は市内の保育園、そして市外の保育園につきましては12月の補正をさせていただいているところでございます。

○委員長（五味武彦君） 内藤議員、じゃ、続いて。

○議員（内藤久歳君） じゃ、その時間がずれたというのは、時期がずれたというのはどういう意味ですか。

○委員長（五味武彦君） 島田課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） 竜王西保育園につきましては、市内の公立保育園であるということの中で、入所児童数をきっちり算出をしまして補正額のほうを検討した結果、1か月ずれたというような状況でございます。

○委員長（五味武彦君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） すみません、先ほどのこども医療のほうで2年間の償還期間があるということ、これ高校生とあと中学生も対象になるんだと思うんですけれども、これってずっと請求の申請がない場合は、市のほうから何かアプローチというのはされるんですか。

○委員長（五味武彦君） 藤田係長。

○児童係長（藤田陽子君） 請求につきましては、特段こちらのほうから文書で通知をしたりとかということはありません。

○委員長（五味武彦君） していないということです。

ほか傍聴議員質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで子育て支援課関係の質疑を終了いたします。

これで職員入れかえのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時55分

再開 午後 3時56分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

次に、環境課より13款諸支出金、1項基金費について説明を求めます。

中込環境課長。

○環境課長（中込広人君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、環境課から一般会計2月補正予算のうち、先般バイオマス産業都市構想特別委員会にてご審議いただきましたバイオマス産業都市推進事業以外の補正予算につきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

補正予算説明書の28ページ、29ページをお願いいたします。

28ページ、29ページの下段であります13款諸支出金、1項基金費、14目環境保全基金費につきまして、平成29年度当初予算の1,005万6,000円に対しまして1万円を減額し、予算減額を1,004万6,000円とするものであります。

環境保全基金の積み立ての原資につきましては、一般財源と特定財源で構成しておりますが、特定財源におきましてはその他財源といたしまして、公共施設へ太陽光パネルを設置するための屋根等賃貸と使用料と基金運用利子を充てております。

当初予算におきましては、この基金運用利子を5万6,000円と見込んでいたところですが、決算見込みで4万6,000円となったため、その他財源を1万円減額し、それに伴っ

て歳出も1万円減額するものであります。

この減額補正により環境保全基金の平成29年度末現在高につきましては、4,315万5,000円となるところでございます。

以上、環境課が所管いたします補正予算につきましてご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

傍聴議員ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、議案第3号 平成29年度甲斐市一般会計補正予算（第7号）の質疑を終了いたします。

ご苦労さまでした。

これより本委員会に付託されました議案第3号 平成29年度甲斐市一般会計補正予算（第7号）について、討論、採決を行います。

本案について討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより議案第3号について採決をいたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

これで議案第3号を終わります。

ここで、職員入れかえのため暫時休憩をいたしますが、10分間、4時10分スタート、再開させていただきます。よろしくお願いいたします。

ご苦労さまでした。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時10分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

次に、議案第4号 平成29年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

加藤保険課長。

○保険課長（加藤文雄君） それでは、平成29年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきましてご説明をいたします。

補正予算説明書38、39ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、被保険者数の減少及び決算見込みによりまして、歳入歳出予算を減額するものでございます。

歳入からご説明をいたします。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税4,000万円の減額でございます。2目退職被保険者等国民健康保険税3,200万円を減額するものでございます。

次の3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、1節現年度分療養給付費等負担金7,903万5,000円、2目1節高額療養費共同事業負担金3,805万4,000円の減額でございます。

4款1項1目療養給付費等交付金、1節現年度分療養給付費等交付金1,290万7,000円の減額でございます。

6款県支出金、1項県負担金、1目1節高額医療費共同事業負担金3,805万4,000円、2項県補助金、2目1節乳幼児医療費対策事業費補助金243万7,000円の減額、5目1節都道府県調整交付金2,222万8,000円を減額するものでございます。

7款1項共同事業交付金、1目1節高額療養費共同事業交付金1億9,217万3,000円、2

目1節保険財政共同安定化事業交付金1億1,452万1,000円の減額でございます。

40、41ページをお願いいたします。

8款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金22万9,000円の減額でございます。

9款繰入金、1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金保険税軽減分910万円及び2節保険基盤安定繰入金保険者支援分514万9,000円の減額は、事業費の確定によるものでございます。4節出産育児一時金等繰入金560万円の減額、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金5,995万9,000円の減額は、決算見込みによるものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出のご説明をいたします。

42、43ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目01一般被保険者療養給付費1億740万円、2目01退職被保険者等療養給付費5,960万5,000円、3目01一般被保険者療養費297万円、5目01審査支払手数料91万8,000円はそれぞれ減額、それから4目01退職被保険者等療養費は財源更正でございます。2項高額療養費、1目01一般被保険者高額療養費2,127万2,000円、2目01退職被保険者等高額療養費1,866万1,000円の減額でございます。4項出産育児諸費、1目01出産育児一時金は840万円の減額でございます。

3款1項1目後期高齢者支援金6,864万1,000円、6款1項1目介護納付金4,670万4,000円のそれぞれ減額でございます。

46、47ページをお願いいたします。

7款1項共同事業拠出金、1目01高額医療費共同事業拠出金1億5,416万4,000円、2目01保険財政共同安定化事業拠出金1億5,584万円の減額でございます。

8款保険事業費、1項1目健康診査等事業費は、01特定健康診査費514万2,000円、02特定保健指導費150万円の減額でございます。

9款1項基金積立金、1目01財政調整基金積立金は22万9,000円の減額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 決算見込みに基づいて減額ということのようですが、6億何千万という比較的大きな残額というのですか、見込みに対する減額になりますけれども、主な理由というのですか、どんな理由でそういうふうになったのでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 主な理由といたしましては、まず1点目が被保険者数の減少が挙げられます。これは当初予算で見込んでおりました以上に被保険者数の減少が大きくなっております。主な要因としましては、後期高齢者医療への移行ということもあるわけですが、それ以上に社会保険に移っていく方が多いというのが要因となっております。後期高齢者に移る方につきましては、年齢でほとんどが動きますので、ある程度想定ができるわけですが、社会保険に移行されていく方というのは、どれくらい移るかというのはなかなか見込むのが難しいところとなっております。ある程度は当初予算の段階でも、これまでの傾向から減少するということを見込んでいるわけですが、それ以上に減少しているということがございます。

それからあともう1点は、高額医療等の共同事業がございますが、こちら国保連合会のほうで当初、前年度中に翌年度の見込みを出しまして、それをもとに予算を計上しております。そちらの数字が高額医療費とかが被保険者数の減少の影響を受けている部分が大きいわけですが、減額になってきたということから大きく減少している部分となっております。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 被保険者が減少しているということですが、国保から社保へ移っているという大きな要因のようですが、ちなみに当初見込みが何人で、現実今何人になったのか。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 当初予算の段階では、年度当初4月1日現在に1万8,000人を予算上では見込んでおりました。それが当然途中で減ってくるということは見込みながら予算は計上しているわけですが、現在が1万6,954人、1月末現在となります。予算上で想定をしておりましたのは、先ほど年度当初が1万8,000人、年度末でおおむね1万7,000人くらいを見込んでいたわけですが、それを既に下回っているという状況となっております。

○委員長（五味武彦君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 人口が、人口というか被保険者が減れば当然医療費全体も減ると思いますが、あと特殊な疾病というか、例えばインフルエンザがもつとはやったとか、そういう

特別な何かそういう原因というものはなかったでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） インフルエンザ等の場合ですと、逆にふえる要因となつてまいりますので、減少する要因としては入ってこないかと考えております。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

ほか委員、質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ委員の質疑終了いたします。

傍聴議員の質疑に入りたいと思います。

傍聴議員ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ傍聴議員の質疑も終了いたします。

これで議案第4号の質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第4号 平成29年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、討論、採決を行います。

本案について討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより議案第4号について採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（五味武彦君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

これで議案第4号を終わります。

次に、議案第5号 平成29年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。

加藤保険課長。



○保険課長（加藤文雄君）　続きまして、平成29年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明をいたします。

補正予算説明書54、55ページをお願いいたします。

今回の補正は、主に決算見込みによるものでございます。

歳入につきましてご説明をいたします。

1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、1節現年度分特別徴収保険料は620万円の増額、2目普通徴収保険料、1節現年度分普通徴収保険料は830万円の減額でございます。

4款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金474万8,000円の減額は、後期高齢者医療広域連合に対する事務費納付金に対する繰入金の減額140万2,000円及び保険基盤安定繰入金334万6,000円の減額でございます。

6款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金は22万円の増額でございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出のご説明をいたします。

56、57ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、01保険料等納付金544万6,000円の減額は、後期高齢者医療保険料納付金210万円の減額及び保険基盤安定負担金の確定に伴います減額334万6,000円でございます。02事務費納付金140万2,000円の減額は、山梨県後期高齢者医療広域連合への事務費負担金の確定に伴うものでございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目01保険料還付金22万円の増額は、本年度末で時効を迎える保険料還付未請求者に対しまして、再勧奨を現在実施をしております。還付金の増加が見込まれますことから増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君）　説明が終わりました。

説明に対して委員の質疑を行います。

委員の方、質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君）　55ページ、54、56ですけれども、歳入のところで、特別徴収の保険料が増額、普通徴収の保険料が減額、これ内容についてちょっともう少し詳しくよろしいで

しょうか。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 特別徴収につきましては、75歳到達の方とかが10月等で特別徴収に切りかわっていく方がいらっしゃいます。そういった方がふえているというのが一つの要因でございます。普通徴収につきましては、全体の金額が当初想定していたところまではいかなかったというようなそういった内容でございます。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

ほか委員の方ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ委員の質疑終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑に入りたいと思います。

傍聴議員ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ傍聴議員の質疑も終了いたします。

これで議案第5号の質疑を終了いたします。

これより本員会に付託されました議案第5号 平成29年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、討論、採決を行います。

本案について討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより議案第5号について採決をいたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

これで議案第5号を終わります。

ここで職員入れかえのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時26分

再開 午後 4時28分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

次に、議案第6号 平成29年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。

飯沼長寿推進課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） よろしくお願いいたします。

議案第6号 平成29年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明をさせていただきます。

議案35ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,652万1,000円の増額をお願いし、補正後の予算額は47億8,328万4,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、平成29年度決算見込みに伴う歳出の認定審査会派遣職員人件費、保険給付費、地域支援事業費、基金積立金の補正、またこれに伴う歳入、特定財源、一般財源等の補正でございます。

それでは、補正予算説明書により、初めに歳入の説明をさせていただきます。

64ページ、65ページをお開きください。

1款保険料、1項保険料、1目第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料3,959万8,000円の増額につきましては、歳出の保険給付費、基金積立金の増額による第1号被保険者保険料の補正でございます。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会負担金、1節認定審査会共同設置負担金1万4,000円の増額につきましては、昭和町から認定審査会に派遣されている職員の人件費に係る中央市、昭和町の負担金の増額に伴う補正でございます。

次に、4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分介護給付費負担金1,912万5,000円の増額につきましては、保険給付費の増額に伴う国庫負担金の増額補正でございます。

次に、2項国庫補助金、2目地域支援事業費交付金、1節現年地域支援事業交付金1,000

万円の減額につきましては、地域支援事業費の減額に伴う国庫補助金の減額補正でございます。

次に、5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節現年分介護給付費交付金2,142万円の増額につきましては、保険給付費の増額に伴う第2号被保険者負担分の増額補正でございます。

次に、2目地域支援事業支援交付金、1節現年度分地域支援事業支援交付金1,120万円の減額につきましては、地域支援事業費の減額に伴う第2号被保険者負担分の減額補正でございます。

6款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分介護給付費負担金956万4,000円の増額につきましては、保険給付費の増額に伴う県負担分の増額補正でございます。

次に、2項県補助金、1目地域支援事業交付金、1節現年地域支援事業交付金500万円の減額につきましては、地域支援事業費の減額による県補助金の補正でございます。

次に、7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、1節利子及び配当金2万1,000円の減額につきましては、給付準備基金の預金利子に係る減額補正でございます。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、66ページ、67ページをお願いいたします。

1目介護給付費繰入金、1節現年度分介護給付費繰入金956万4,000円の増額につきましては、保険給付費の増額に伴う市負担分の増額補正でございます。

次に、2目地域支援事業繰入金、1節現年地域支援事業繰入金500万円の減額につきましては、地域支援事業費の減額に伴う市負担分の減額補正でございます。

5目その他一般会計繰入金、2節事務費等繰入金2万8,000円の増額補正は、介護認定審査会の派遣職員人件費の増額に伴う市負担分の増額補正でございます。

次に、9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金1,761万6,000円の増額につきましては、平成28年度からの繰越金に係る増額補正でございます。

最後に、10款諸収入、2項雑入、1目雑入、1節第三者納付金81万3,000円の増額につきましては、第三者行為による納付金の増額補正でございます。

以上、歳入の補正総額は8,652万1,000円の増額でございます。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

補正予算説明書の68ページ、69ページをお願いいたします。

1款総務費、4項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、19節負担金補助及び交付

金4万2,000円の増額は、昭和町からの派遣職員の人事院勧告に伴う人件費の増額補正でございます。財源内訳の特定財源その他は、甲斐市からの2万8,000円、中央市からの9,000円、昭和町からの5,000円の合計でございます。

次に、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス等給付費、19節負担金補助及び交付金8,030万円の増額につきましては、居宅介護サービス等給付費、居宅介護福祉用具購入等費の増額補正、また居宅介護住宅改修等費の減額補正でございます。

2款保険給付費の財源内訳につきましては、この後でご説明を申し上げます3目の施設介護サービス給付費を除きまして、特定財源の国の25%、支払基金第2号被保険者分になりますが、の28%、県の12.5%、市繰入金でございますが12.5%、一般財源は第1号被保険者保険料の22%でございます。

次に、2目地域密着型介護サービス等給付費、19節負担金補助及び交付金1,300万円の増額につきましては、地域密着型通所介護のサービス給付費などの増額補正でございます。

70ページ、71ページをお願いいたします。

3目施設介護サービス給付費、19節負担金補助及び交付金の700万円の増額につきましては、介護老人福祉施設のサービス給付費の増額補正でございます。

財源内訳につきましては、2款保険給付費のうち、この3目施設介護サービス給付費のみ国20%、支払基金第2号被保険者の28%、県17.5%、市繰入金12.5%、一般財源は第1号被保険者保険料の22%でございます。この施設介護サービス給付費につきましては、平成18年度より国から都道府県へ5%の税源移譲が行われた関係で公費率が変わっております。国が25%のものが20%、県が12.5%のものが17.5%となっております。

次に、4目居宅介護サービス計画等給付費、19節負担金補助及び交付金1,100万円の増額につきましては、介護保険サービス等を提供する際に作成するケアプラン作成料として、居宅介護支援事業所に給付する費用の増額補正でございます。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等給付費、19節負担金補助及び交付金2,330万円の減額につきましては、要支援1、要支援2の要支援認定者が利用する介護予防訪問介護、介護予防通所介護のサービス給付費の減額補正と介護予防住宅改修費の増額補正でございます。

2目地域密着型介護予防サービス等給付費、19節負担金補助及び交付金の200万円の増額につきましては、要支援1、要支援2の要支援認定者が利用する介護予防認知症対応型共同生活介護のサービス給付費の増額補正でございます。

72ページ、73ページをお願いいたします。

3目介護予防サービス計画等給付費、19節負担金補助及び交付金400万円の減額につきましては、介護予防サービスを提供する際に作成するケアプラン作成料として、介護予防支援事業者に給付する費用の減額補正でございます。

次に、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、19節負担金補助及び交付金の100万円の増額につきましては、要介護1から要介護5までの要介護認定者が介護サービスを利用した際に支払う1割、または2割相当の負担分が月額の上限を超えた場合に、その超過分を給付する費用の増額補正でございます。

5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費、19節負担金補助及び交付金150万円の増額につきましては、世帯内で同じ医療保険に加入している要介護1から要介護5の要介護認定者に対しまして、1年間に支払った医療保険料と介護保険の自己負担額の合計が世帯単位で上限額を超えた場合に、その超過分を給付する費用の増額補正でございます。

7項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、74ページ、75ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金1,200万円の減額につきましては、低所得者層の負担軽減措置として食費軽減と住居費軽減等に係る給付費を減額補正するものでございます。

3款地域支援事業費、1項介護予防生活支援総合事業費、1目介護予防生活支援サービス事業費、13節委託料1,000万円の減額につきましては、ナンバー4の介護予防ケアマネジメント事業において、新しい総合事業のみを利用する要支援者、それから基本チェックリストで該当になった事業対象者のケアプラン作成に係る経費を減額補正するものでございます。

19節負担金補助及び交付金の3,000万円の減額につきましては、新しい総合事業として実施しておりますナンバー01の訪問型サービス事業、ナンバー02の通所型サービス事業に係る経費を減額補正するものでございます。

3款地域支援事業費、1項介護予防生活支援総合事業費の財源内訳につきましては、特定財源の国25%、支払基金第2号被保険者28%、県12.5%、市からの繰入金12.5%、一般財源は第1号被保険者保険料の22%でございます。

76ページ、77ページをお願いいたします。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目給付準備基金積立金、25節積立金4,997万9,000円の増額につきましては、介護保険給付準備基金積立金の増額補正でございます。

財源内訳としましては、特定財源その他、利子及び配当金2万1,000円の減額と一般財源は、平成28年度からの繰越金第1号被保険者の介護保険料でございます。

以上、歳出の補正総額は8,652万1,000円の増額でございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） ご苦労さま。

これより説明に対して委員の質疑を行います。

委員の質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ委員の質疑終了させていただきます。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第6号 平成29年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、討論、採決を行います。

本案について討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより議案第6号について採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

これで議案第6号を終わります。

お知らせします。ここであらかじめ申し上げます。本日の会議は時間を延長して行う可能性がございます。ご了承願います。

次に、議案第7号 平成29年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。

飯沼長寿推進課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 引き続きよろしくをお願いいたします。

議案第7号 平成29年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案の41ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ39万5,000円の減額をお願いし、補正後の予算額は1,030万2,000円とするものでございます。

補正予算説明書の84ページ、85ページをお開きください。

先に歳入の説明をさせていただきます。

1款サービス収入、1項予防給付費収入、1目予防給付費収入、1節居宅支援サービス計画費収入140万8,000円の減額につきましては、要支援1、要支援2の要支援認定者のケアプラン作成業務に係る国保連からの収入の減額補正でございます。

次に、3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金101万3,000円は、平成28年度からの繰越金に係る増額補正でございます。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

86ページ、87ページをお願いいたします。

2款事業費、1項居宅介護支援事業費、1目居宅介護支援事業費、13節委託料140万8,000円の減額につきましては、要支援1、要支援2の要支援認定者のケアマネジメント業務ケアプランの作成を居宅介護支援事業所に委託する経費の減額補正でございます。

次に、3款諸支出金、2項繰出金、1項一般会計繰出金101万3,000円の増額につきましては、昨年度平成28年度からの繰越金を一般会計へ繰り出すための増額補正でございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

説明に対しての委員の質疑を行います。

委員の質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ委員の質疑終了して、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員ございますか。

〔発言する者なし〕



○委員長（五味武彦君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで議案第7号の質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第7号 平成29年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第2号）について、討論、採決を行います。

本案について討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより議案第7号について採決をいたします。

お諮りいたします。原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任ください。

これで議案第7号を終わります。

ここで暫時休憩し、職員が退席をいたします。

ご苦勞さまでした。

休憩 午後 4時48分

再開 午後 4時49分

○委員長（五味武彦君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

次に、請願審査に入ります。

初めに、前回より継続審査となっております請願第29-7 国民健康保険財政の都道府県への移管に係る意見書採択についての請願をまず議題といたします。

なお、本件につきましては平成29年9月定例会において付託され、本委員会へはその際に紹介議員に出席していただき一度説明を聞いて質疑を行っております。そのため、説明及び質疑は省略し、再度各委員の意見をお聞かせ願いたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

それでは、金丸副委員長より順次意見をお願いいたします。

○副委員長（金丸幸司君） 前回継続になって、県の一本化というのをもうやるというふうに決定しているんで、今ここにきて改めて出す必要もないのかなということで、不採択ということ。

○委員長（五味武彦君） 不採択ということによろしいですか。

米山委員。

○委員（米山 昇君） たしか県に、早く試算が出たら報告してくれとかというのは、意見書を出せということだったと思いますが、既に提示もされていますので、県のほうから、改めて今ここで出すのはいかがかと思いますが、不採択ということをお願いしたいと思います。

○委員長（五味武彦君） 不採択でよろしいですか。

清水委員。

○委員（清水正二君） 同様の意見で不採択ということ。

○委員長（五味武彦君） 山本英俊委員。

○委員（山本英俊君） 同じく不採択で。

○委員長（五味武彦君） 不採択でいいですか。

池神委員。

○委員（池神哲子君） 市民からのお願いという請願は、私たちはここで真摯に受けとめて通すのが当たり前というふうに思っておりますので、当然通してほしいと思います。

○委員長（五味武彦君） 採択ということでもいいですか。

樋泉委員はいかがですか。

○委員（樋泉明広君） 採択です。

○委員長（五味武彦君） 採択と。

○委員（樋泉明広君） 中身はいろいろあるけれども、いずれにいたしましても市町村の納付金と標準税率の試算を明らかにしたり、保険料の賦課決定権とか予算決定権は従来どおり市町村にあるんだと、また低所得者対策として1,700億円を追加して3,400億円にするというような内容の意見書でありまして、これは今後も大事な内容になっておりますので採択をしていただきたいと、また採択です。

○委員長（五味武彦君） ここで休憩をとります。

休憩 午後 4時52分

再開 午後 4時54分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

それでは、皆さん方の起立を求めたいと思います。

まず、請願の採択することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長（五味武彦君） ありがとうございます。2名いらっしゃいます。

続きましては、不採択、いいですか、もうわかっていますね。

起立少数です。

よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任いただきたいと思います。

以上で請願第29－7の審査を終了いたします。

次に、請願第30－1 「安心できる年金制度の実現を求める意見書」提出の請願を議題といたします。

紹介議員より、請願の内容説明等をお願いいたします。

松井議員、どうぞ。

○議員（松井 豊君） ご苦労さまです。

既に文章はお読みになっていると思いますが、ダブるところもありますが、説明をさせていただきます。

ご存じのように年金は、高齢者の世帯収入の約7割を占めている現状です。そして年金収入だけで生活している高齢者世帯は約6割と見られています。年金が老後の生活保障の柱となっていることを裏づけています。また、年金はそのほとんどが消費に回るため、消費や税収等の地域経済にも地方財政にも大きな影響を与えます。年金の増減は自治体の行政サービスにも直接かかわる問題と言えます。そこで次の2点を請願します。

1つは、年金の現在の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。

2つ目は、年金の支給開始年齢はこれ以上引き上げないことの2点であります。

それぞれ簡単な説明をさせていただきますが、年金が高齢者の所得補償であることに鑑みれば、雇用と年金の接続が制度的に確実に行えなければ、年金支給開始年齢のさらなる引き上げは、年金や無収入となる者の生ずる可能性があるなどの課題が発生します。また、年金

支給開始年齢のさらなる引き上げは、引き上げが行われる以降の世代にとっては、年金給付額の減少が生ずることとなり、将来世代に影響が強く出ることが懸念されます。

毎月支給の問題ですが、現在年金の支給は欧米諸国ではほぼ毎月支給が実施されています。日本では隔月となっていますが、年金生活者にとって毎月支給されることによる計画的な生活設計がやりにくくなることは明らかであり、毎月支給を望みたいと思います。

以上2点について、ちょっと前後して恐縮ですが、2点について請願項目としたいと思います。こういった問題が解決されないと若者の年金不安を増長して、年金制度への信頼が低下するという一方で、年金制度そのものもいろいろ問題が出てくることとなりますので、この2点についてはぜひご理解いただいて請願の採択をお願いしたいと思います。

長くなりましたが以上です。

○委員長（五味武彦君） ここで5時近くなりました。時間を延長して行います。よろしくお願いいたします。

それでは、内容等について紹介議員に対する質疑を行いたいと思います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） この近隣の市町村の中で、同じような安心できる年金制度の実現を求めるこの意見書の提出が採択されている大きな市としては甲府市があります。そのほかの市も今検討しているわけですが、この近隣の市で今採択をされている、または検討している自治体があるかどうか、もし知っていたら教えてもらえれば。

○委員長（五味武彦君） 松井議員。

○議員（松井 豊君） まだ全部の町村、すみません、今、樋泉議員のおっしゃるようなところしかまだ掌握しておりません。ほとんど今回出されているところで審議中、特にうちの場合は選挙の変わり目がほかより早いんでちょっとその辺掌握し切れていません。申しわけありません。

○委員長（五味武彦君） ほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ質疑を終了いたします。

これより本請願について順次各委員の意見を求めますが、チャイムが終わるまでしばらくお待ちください。チャイムが終わりました。

それでは、金丸副委員長から順次意見をお願いいたします。

○副委員長（金丸幸司君） 自分も今回一般質問でちょっとこの部分にも触れて、国も10月の秋ごろに向けてちょっとこれ議論していくということで、継続審査でお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 米山委員はいかがですか。

○委員（米山 昇君） 請願趣旨ですね、2つの年金の隔月支給を毎月支給に改めると、これについてはそういうことができれば、多分支給されるほうも生活設計とか立っていいかと思いますが、ただそれによる事務とか、それに伴う経費とかということもやはり精査しなければならないと思いますし、また2番目の支給開始年齢をこれ以上引き上げないということ、これもわからんでもないわけですが、やはり少子高齢化というものがますます進んできて、やはりこの年金財政というものが非常に厳しい状況にあるということになりますと、安定的な年金というものの支給を図っていくには難しく、いろいろ考えて引き上げもせざるを得ない場面も出てくるんじゃないかというようなことも考えられますので、やはり安易にこうして意見書を出すということも、もう少し検討もしなきゃならないだろうと思いますので、継続か、あるいはこの際、継続といっても多分できないと思いますので、これについては、じゃ、不採択ということで今回はお願いしたいと思います。

○委員長（五味武彦君） 清水委員。

○委員（清水正二君） そうですね、米山委員が言われるように毎月支給ということになると、財政的なものというのが検証していかなきゃいけないというふうに思います。私自身の周りにも今現在隔月というものが定着しておって、ここら辺のところは私の周りではそういった意見がないものですから、そういったことのもので出てくるまでは財政的なものとか継続といきたいところなんですけれども、実際先ほど事務局のほうから説明がありましたけれども、今議会中改選ということで、継続しても審議というのはいらないということなんで、一応私としてはまた改めて仕切り直しというふうな形の継続ですね、やり直すということで不採択ということで。

○委員長（五味武彦君） 継続では……

○委員（清水正二君） 私自身は継続して考えるんですけども、この意見としては不採択。

○委員長（五味武彦君） 不採択と。

山本英俊委員はいかがですか。

○委員（山本英俊君） 不採択でよろしくお願ひします。

○委員長（五味武彦君） 池神委員はいかがですか。

○委員（池神哲子君） 皆さんからこうしてほしいというお願ひがある以上、私たちはそれを

通すのが当たり前だと思っています。それで大もとでその判断をするのは大切なことですが、ここでいいとか悪いとかではなくて、一応通すということが非常に民主的な議会のあり方だなというふうに思いますから当然通すべきだと思っています。

○委員長（五味武彦君） 池神委員は採択ということによろしいですね。

樋泉委員はいかがですか。

○委員（樋泉明広君） もちろん採択をお願いをしたいと、今ここで請願の説明の中でもありましたけれども、公的年金が高齢者世帯収入の約7割を占めると、私も年金生活の一人でありましてけれども、そのうちの約6割が高齢者の世帯で年金収入だけの生活をしているという状況で非常に何ていうか、老後の生活の柱ですよ。そういう点考えますと、最近年金を下げたりという動きもありますが、毎月もらえればこれは助かると、また開始年齢をこれ以上、上げるということになりますと、その間はどうかと、仕事がなければ、特に高齢になりますと大変な状況になりますので、ぜひともこの請願は通していただきたいとこんなふうに思います。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 採択ということによろしいでしょうか。

じゃ、一旦休憩をとります。

休憩 午後 5時06分

再開 午後 5時08分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

本案は起立により採決をいたします。

まず、本請願について継続審査とする方の賛成の起立を求めます。継続審査。

〔賛成者起立〕

○委員長（五味武彦君） いないですか。ゼロになります。

それでは、採択をするという方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（五味武彦君） ありがとうございます。

起立少数です。

よって、本請願は不採択とすることに決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で請願第30－1の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

委員におかれましては、慎重審議ご苦労さまでございました。

次に、その他に入ります。

委員よりその他、何かありましたらお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 続いて、事務局から何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、厚生環境常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 5時10分